

してはいけない!

個人利用の範囲を超えた  
大量のダウンロード

特にプログラム等を利用した  
自動操作による  
一括大量ダウンロード

個人利用以外の利用

複製や再配布

etc

ちょっと待って、  
それって不正利用？  
みんなが電子ジャー  
ナルを利用できなくな  
っちゃうよ。



京都大学図書館機構

電子ジャーナルを  
正しく使おう



快適な研究生活のために

# 電子ジャーナル

電子ジャーナルは、研究者のみなさんにとって、速報性や利便性、機能性に富み不可欠なものとなっています。快適にかつ適正にお使いいただくために、必ず守らなければならないことがあります。

京都大学では、現在約 30,000 誌の電子ジャーナルが利用できます。この利用については出版社との契約 (Agreement) において、遵守しなければならない事項が定まっています。

使用許諾条件に違反した場合、大学全体に利用停止や損害賠償を求められる等のペナルティが科せられ、学内の多くの研究に支障をきたします。

## 不正利用

以下の事項は不正利用とみなされます。

- 組織的に大量のダウンロード、プリントアウトをすること

- 個人的な研究・教育目的以外でダウンロード、コピー、保存、プリントアウトをすること
- ジャーナルの1号全体にわたる大量のデータをダウンロード、コピーすること
- 複製、データの改編、再配布、転売等をする事

### 大量ダウンロードとは

“大量”の範囲については、具体的に何件以内ならいいと決まてはいませんが、利用については、あくまで「日本の著作権法で認められた範囲内」であることが必要です。

ダウンロード支援ソフトウェアやツールを使用してのシステムティックなダウンロードは、明らかな不正使用とみなされます。

## 不正利用

→利用停止、損害賠償の恐れ

出版社ではアクセスログにより、過剰利用、不正利用を監視しています。ダウンロード支援ソフトウェアやツールを使用したシステムティックダウンロードも機械的に察知ができます。

不正利用とみなされる行為があった場合、出版社は、過剰アクセスや大量ダウンロードの事実があった旨の警告を、日時、利用元 IP アドレス、ジャーナル名等の情報とともに発し(該当 IP アドレスの遮断を伴うことが通常)、すぐに利用停止になり、事実関係の調査を求めてきます。

調査については、どのような状況でなされたのか、事故か、故意かなどの回答と今後の防止策の提示を求められます。これを受けて図書館はホームページに警告を掲載し、各部局の協力を得ながら状況を調査して、調査結果や対応策を出版社に回答しています。不正利用が続くとか悪意であると判明した場合には、全学からの利用が停止されるおそれがあります。